平成２４年（フ）第３２７号
福井県越前市池ノ上町第27号３番地の４
債務者　河端　明美
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４０号
福井県あわら市二面第43号19番地８、旧住所福井県あわら市二面第38号３番地　小泉アパート
債務者　和田　慶子
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９０号
大分県別府市天満町13番５号　篠原ビル305号
債務者　高橋　友和
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８７号
福岡県豊前市大字赤熊362番地１　ＰＡＤＤＹ　ＦＩＥＬＤ　ｎ105号
債務者　伊藤　文絵（旧姓河崎）
1　決定年月日時　平成24年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第２２７号
佐賀県佐賀市金立町大字千布3492番地３
債務者　納富　美子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６３７８号
大阪府守口市梶町３丁目８番３―101号、前住所大阪府守口市佐太中町３丁目６番17号
債務者　大谷　茂雄
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４０８号
大阪市平野区平野北１丁目３番20号　プランメゾン平野駅前902号
債務者　山本　三男
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４４８号
大阪市港区八幡屋１丁目６番14―505号
債務者　日下千恵理
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５７４号
大阪府寝屋川市御幸東町33番５号
債務者　山本　増美
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６１７号
大阪府東大阪市花園東町２丁目３番17号　フォーレストツー201号
債務者　八石　都美
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６１８号
大阪市阿倍野区天王寺町南１丁目５番10号サンパール101号
債務者　加藤　孝司
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６１９号
大阪市東成区神路２丁目７番20号　フェリーチェ深江橋２号館2102号、前住所大阪市城東区放出西１丁目９番24号
債務者　松尾　幸人
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６２０号
大阪市東成区神路２丁目７番20号　フェリーチェ深江橋２号館2102号、前住所大阪市城東区放出西１丁目９番24号
債務者　松尾亜由美
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６２９号
大阪市淀川区加島４丁目７番58号　リバース藤岡102号、前住所広島県廿日市市地御前２丁目13番７号
債務者　荒武　　誠
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６４１号
大阪市東淀川区井高野３丁目２番38号　エナージ春日305号、前住所大阪市東淀川区井高野１丁目４番３―1204号
債務者　寶田　尚子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７７号
北海道苫小牧市澄川町６丁目４番15号
債務者　山本　麻衣（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第２０２号
新潟県小千谷市城内１丁目11番21号　渡辺祐治アパート１号
債務者　石田　進一
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係